

# 2026 年度春学期

## 公認サークル・課外活動補助金関係手続について

早稲田大学のサークル「公認」資格は年度ごと（7月1日～翌年6月30日）の更新となっています。これに基づき、以下1.～6.の申請を受け付けます。

### 1. 公認サークル継続申請

「公認」資格の継続を次年度も希望する場合は所定の期間内に手続きを行う必要があります。「公認」資格を継続しないサークルは公認サークルではなくなり、2026年7月1日以降、各種便宜供与（学生会館の使用等）が受けられなくなります。

### 2. 公認サークル新規設立申請

公認サークルを新たに設立するための申請手続です。新規設立が認められた場合、2026年7月1日から公認サークルとして活動することができます。

### 3. 課外活動補助金コース認定申請

公認サークルとして課外活動補助金の受給を希望する場合に必要となる申請手續です。  
※課外活動補助金の受給を希望しない団体は、申請不要です。

### 4. 単独部室使用申請

### 5. 曜日指定部室利用申請

部室の利用資格は当該年度限りとなっており、継続して利用する場合、また新規に部室の利用を希望する場合は、所定の条件を満たすとともに、所定の手続きを期間内に行う必要があります。条件を満たさない、または手続きを期間内に行わない場合は部室の利用資格が取り消されます。

### 6. サークル名称変更申請

サークル名称の変更是今回の公認サークル継続申請期間内のみ受け付けます。年度途中の変更はできませんので、希望する団体は期間内に手続きを行ってください。

## 目次

1. 公認サークル継続申請（含；課外活動補助金コース認定申請） .....	3
【申請のスケジュールと概略】 .....	3
(1)サークル講習会 .....	3
(2)サークル会長による申請内容の確認 .....	4
(3)公認サークル継続申請（申請フォーム） .....	4
(4)「会計報告書」・「飲酒に関する誓約書」の提出（原本を学生生活課窓口に提出） .....	5
(5) サークル会員名簿（新1年生追加分）提出（申請フォーム） .....	6
(6)サークル会員による所属サークルの登録（申請フォーム） .....	6
(7)結果発表 .....	6
2. 公認サークル新規設立申請（含；課外活動補助金コース認定申請） .....	7
【公認サークルの新規設立について】 .....	7
【申請のスケジュールと概略】 .....	7
(1)サークル講習会 .....	8
(2)サークル会長による申請内容の確認 .....	8
(3)公認サークル新規設立申請（申請フォーム） .....	9
(4)「会計報告書」・「飲酒に関する誓約書」の提出（原本を学生生活課窓口に提出） .....	10
(5) サークル会員名簿（新1年生追加分）提出（申請フォーム） .....	10
(6)サークル会員による所属サークルの登録（申請フォーム） .....	11
(7)新規設立面談 .....	11
(8)結果発表 .....	11
3. 課外活動補助金コース認定申請 .....	12
4. 単独部室使用申請 .....	13
5. 曜日指定部室使用申請 .....	14
6. サークル名称変更申請 .....	14

## I. 公認サークル継続申請（含；課外活動補助金コース認定申請）

### 【申請のスケジュールと概略】

日程	申請手続き内容	参照ページ
1/28（水）10:00 ～2/3（火）16:00	(1)サークル講習会 参加申込（申請フォーム）	3 ページ
①2/25（水）15:00～ ②2/27（金）10:00～ ③3/3（火）15:00～	(1)サークル講習会 ※いずれか1回に参加必須。	3 ページ
(1)サークル講習会参加後 ～(3)公認サークル継続申請前	(2)サークル会長による申請内容の確認	4 ページ
3/10（火）10:00 ～3/16（月）16:00	(3)公認サークル継続申請（申請フォーム）	4 ページ
4/6（月） ～4/10（金）	(4)「会計報告書」・「飲酒に関する誓約書」の提出 (原本を学生生活課窓口に提出)	5 ページ
4/14（火）10:00 ～4/30（木）16:00	(5)サークル会員名簿（新1年生追加分）提出 (申請フォーム)	6 ページ
4/14（火）10:00 ～4/30（木）16:00	(6) サークル会員による所属サークルの登録 (申請フォーム)	6 ページ
6月中旬（予定）	(7)結果発表	6 ページ

### (1)サークル講習会

公認サークル継続申請を希望する団体は、サークル講習会への出席が必須となります。

また出席にあたっては、事前申込が必要です。

参加申込期間	1/28（水）10:00 ～ 2/3（火）16:00
参加申込方法	<a href="#">【公認サークル継続申請用】2026年度春学期 サークル講習会 参加申込フォーム</a>
参加申込可能者	1/27(火) 正午時点で大学に登録されている三役に権限を付与
開催日時	①2/25（水）15:00～ ②2/27（金）10:00～ ③3/3（火）15:00～ ※いずれか1回に参加必須。
開催形態	オンライン会議システム（Zoom） ※URLは申請者に後日通知します。
備 考	<ul style="list-style-type: none"><li>三役のうち複数名が参加してください。</li><li>サークル講習会開始時刻以降は入室を許可しません。</li><li>サークル講習会への不参加または途中退席した場合は、公認サークル継続申請を認めません。</li></ul>

## (2)サークル会長による申請内容の確認

学生生活課への申請を行う前に、会長による申請内容の確認が必要です（署名・捺印は省略）。

確認方法	申請フォーム（ <u>【重要】2026 年度 公認サークル継続申請</u> ）に格納されている以下の書類をダウンロードのうえ必要事項を入力し、会長にメール等で確認を依頼する 1) 会長確認用 Word ファイル 2) 会計報告書 ※(4)『「会計報告書」「飲酒に関する誓約書」の提出』参照 3) 課外活動補助金コース認定申請書（課外活動補助金の申請を希望するサークルのみ） 作成要領等は「 <u>2026 年度 課外活動補助金申請要項</u> 」を参照してください。
確認期間	(3)『公認サークル継続申請』を行う前まで
備考	・会長の兼務数には制限があります。詳細は <u>学生生活課 web サイト</u> で確認してください。

## (3)公認サークル継続申請（申請フォーム）

申請方法	下記の MyWaseda 申請フォームより必要事項を入力する。 <u>【重要】2026 年度 公認サークル継続申請</u> ※サークル三役のうち 1 名が申請してください。
申請期間	3/10（火）10:00 ~ 3/16（月）16:00
申請者	3 月 9 日（月）正午時点で大学に登録されている三役に申請権限を付与
備考	基本情報の入力に加え、以下の書類の添付が必要です。 1) サークル会員名簿（必須） 以下の書式に、新 2 年生以上のサークル会員の学籍番号と氏名を記入して添付してください。 <a href="https://waseda.box.com/s/oqhmdxnsd9u24mzj5xkohf5c8gcypyzy">https://waseda.box.com/s/oqhmdxnsd9u24mzj5xkohf5c8gcypyzy</a> なお、公認サークルの認定要件である「早大生で 21 名以上」については、『(6)サークル会員名簿（新 1 年生追加分）提出』において提出された名簿で判定します。 2) 飲酒に関する誓約書（必須） 以下の書式をプリントアウトのうえ幹事長が署名・捺印したものをスキャンし、添付してください。 <a href="https://waseda.box.com/s/m7ggzep784u3jepubcxzw8ea0s0pt8j">https://waseda.box.com/s/m7ggzep784u3jepubcxzw8ea0s0pt8j</a> また、申請フォームへの添付に加え、原本を学生生活課に提出する必要があります（詳細は「(4)「会計報告書」・「飲酒に関する誓約書」の提出」を参照）。 3) 課外活動補助金コース認定申請書（課外活動補助金の申請を希望するサークルのみ） 『(2)サークル会長による申請内容の確認』にて作成し、会長の確認を受けた計画書を添付してください。

**【重要】**

公認サークルの認定要件である「早大生で21名以上」の会員がいることを満たすためには、『(3)公認サークル継続申請』で提出する会員名簿への掲載に加え、サークル員個々が『(6)サークル会員による所属サークルの登録』を行う必要があります。どちらか一方でも申請漏れがある場合は、会員として認められず、また会員数にもカウントされません。その結果「21名以上」を満たさなければ、公認サークルとしての継続は認められませんので、注意してください。

**(4) 「会計報告書」・「飲酒に関する誓約書」の提出（原本を学生生活課窓口に提出）**

上記(3)の申請フォーム入力に加え、以下の書類（原本）の提出が必要です。

提出方法	1) <u>「会計報告書」の書式</u> を用い、2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるサークルの会計報告書を作成してください。領収書は「会計報告書」の領収書貼付用紙に貼り付けてください。 ※このとき、上記(3)の申請フォームに入力した過去1年間の総収入額・総支出額と、会計報告書に記載した総収入額・総支出額は一致するはずです。 なお、会計報告書は公認サークル継続申請の必要書類であるとともに、課外活動補助金コース認定申請における、コース決定の判断材料となります。 2) 以下の3点を学生生活課事務所の窓口に直接または郵送で提出してください。 ①上記1)で作成した「会計報告書」の <u>原本</u> ②『(2)サークル会長による申請内容の確認』において、会長が会計報告書の内容を確認したことがわかる資料（メールのプリントアウト等） ③上記(3)の申請フォームに添付した「飲酒に関する誓約書」の <u>原本</u>
提出期間	4/6（月）～4/10（金）
提出者	サークル講習会の参加申請時に登録した三役のいずれか
備考	・学生生活課事務所の開室時間は平日の10:00～16:00です。窓口提出の場合は、事務所開室時間内に提出してください。 ・郵送提出の場合、「レターパック」（「レターパックプラス」または「レターパックライト」）を利用し、以下に送付してください。※送料はサークル負担となります。 〒162-8644 新宿区戸山1-24-1 早稲田大学学生生活課＜課外デスク＞宛 ※「会計報告書在中（サークル名）」と付記してください。 ・郵送提出の場合、4/10（金）の消印有効です。 ・郵送事故等による提出遅延は一切勘案しません。 ・学生生活課から受領の連絡は行いません。

## (5) サークル会員名簿（新1年生追加分）提出（申請フォーム）

新入会員（新入生）を含めた全会員名簿を提出してください。公認サークルの認定要件である「早大生で21名以上」については本手続において提出された名簿で判定します。

提出方法	4/13（月）正午時点で大学に登録されている三役に別途通知します。
申請期間	4/14（火）10:00 ~ 4/30（木）16:00
申請者	4/13（月）正午時点で大学に登録されている三役に権限を付与

## (6) サークル会員による所属サークルの登録（申請フォーム）

サークルに所属する会員が、MyWaseda の申請フォームから所属サークルの登録を行ってください。

申請方法	下記の MyWaseda 申請フォームより必要事項を入力する。 <a href="#">2026年度春学期 所属サークル登録（公認継続用）</a>
申請期間	4/14（火）10:00 ~ 4/30（木）16:00
申請者	4/13（月）正午時点の正規生に権限を付与

## (7) 結果発表

6月中旬に学生生活課 web サイトに 2026 年度公認サークルの一覧を掲出します。

## 2. 公認サークル新規設立申請（含；課外活動補助金コース認定申請）

### 【公認サークルの新規設立について】

公認サークルを新たに設立したい場合、[公認サークルの設立要件](#)を満たしたうえで、指定期間内に所定の手続を完了する必要があります。また、活動内容の確認をするため、手続完了後に学生生活課との面談を行います。本文書を熟読のうえ、遗漏なく手續を完了してください。

なお、学術院承認サークルの新規設立を希望する場合は、申請期間前に必ず所属の学術院事務所まで相談してください。

### 【申請のスケジュールと概略】

日程	申請手続き内容	参照ページ
1/28（水）10:00 ～2/3（火）16:00	(1)サークル講習会 参加申込（申請フォーム）	8 ページ
①2/25（水）15:00～ ②2/27（金）10:00～ ③3/3（火）15:00～	(1)サークル講習会 ※いずれか1回に参加必須。	8 ページ
(1)サークル講習会参加後 ～(3)公認サークル 継続申請前	(2)サークル会長による申請内容の確認	8 ページ
3/10（火）10:00 ～3/16（月）16:00	(3)公認サークル新規設立申請（申請フォーム）	9 ページ
4/6（月） ～4/10（金）	(4)「会計報告書」・「飲酒に関する誓約書」の提出 (原本を学生生活課窓口に提出)	10 ページ
4/14（火）10:00 ～4/30（木）16:00	(5)サークル会員名簿（新1年生追加分）提出 (申請フォーム)	10 ページ
4/14（火）10:00 ～4/30（木）16:00	(6) サークル会員による所属サークルの登録 (申請フォーム)	11 ページ
3/26（木）～4/8（水）	(7)新規公認申請サークル 設立面談	11 ページ
6月中旬（予定）	(8)結果発表	11 ページ

## (1)サークル講習会

公認サークルの新規設立を申請する場合、もしくは公認サークルの新規設立と課外活動補助金を併せて申請する場合、サークル講習会への出席が必須となります。

また出席にあたっては、事前申込が必要です。

参加申込期間	1/28（水）10:00 ~ 2/3（火）16:00
参加申込方法	<a href="#">【公認サークル新規設立申請用】2026 年度春学期 サークル講習会 参加申込フォーム</a>
参加申込可能者	1/27(火) 正午時点の正規生に権限を付与
開催日時	①2/25（水）15:00～ ②2/27（金）10:00～ ③3/3（火）15:00～ ※いずれか1回に参加必須。
開催形態	オンライン会議システム（Zoom） ※URLは申請者に後日通知します。
備 考	<ul style="list-style-type: none"><li>・三役のうち複数名が参加してください。</li><li>・サークル講習会開始時刻以降は入室を許可しません。</li><li>・サークル講習会への不参加または途中退席した場合は、公認サークルの新規設立・課外活動補助金の申請はできません。</li></ul>

## (2)サークル会長による申請内容の確認

学生生活課への申請を行う前に、会長による申請内容の確認が必要です（署名・捺印は省略）。

確認方法	申請フォーム（ <a href="#">2026 年度春学期 公認サークル新規設立申請</a> ）に格納されている以下の書類をダウンロードのうえ必要事項を入力し、会長にメール等で確認を依頼する  1) 会長確認用 Word ファイル 2) 会計報告書 ※(4)『「会計報告書」「飲酒に関する誓約書」の提出』参照 3) 課外活動補助金コース認定申請書 課外活動補助金の受給を希望するサークルのみ提出が必要です。 作成要領等は「 <a href="#">2026 年度 課外活動補助金申請要項</a> 」を参照してください。
確認期間	『(3)公認サークル新規設立申請』を行う前まで
備 考	<ul style="list-style-type: none"><li>・会長の兼務数には制限があります。詳細は<a href="#">学生生活課 web サイト</a>で確認してください。</li><li>・「(3)公認サークル新規設立申請」を学生生活課で確認した後、学生生活課から会長にサークルからのこれら書類の提出の有無を照会します。</li></ul>

### (3)公認サークル新規設立申請（申請フォーム）

申請方法	下記の MyWaseda 申請フォームより必要事項を入力する。  <u>2026 年度春学期 公認サークル新規設立申請</u> ※サークル三役のうち 1 名が申請してください。
申請期間	3/10（火）10:00 ~ 3/16（月）16:00
申請者	『(1) サークル講習会』の参加申請時に登録した三役に権限を付与
備考	<p>基本情報の入力に加え、以下の書類の添付が必要です。</p> <p>1) サークル会員名簿（必須）</p> <p>以下の書式に、新 2 年生以上のサークル会員の学籍番号と氏名を記入して添付してください。</p> <p><a href="https://waseda.box.com/s/oqhmdxnsd9u24mzj5xkohf5c8gcypyzy">https://waseda.box.com/s/oqhmdxnsd9u24mzj5xkohf5c8gcypyzy</a></p> <p>なお、公認サークルの認定要件である「早大生で 21 名以上」については、『(6) サークル会員名簿（新 1 年生追加分）提出』において提出された名簿で判定します。</p> <p>2) 飲酒に関する誓約書（必須）</p> <p>以下の書式をプリントアウトのうえ幹事長が署名・捺印したものをスキャンし、添付してください。</p> <p><a href="https://waseda.box.com/s/m7ggzep784u3jepubcxzw8ea0s0pt8j">https://waseda.box.com/s/m7ggzep784u3jepubcxzw8ea0s0pt8j</a></p> <p>また、申請フォームへの添付に加え、原本を学生生活課に提出する必要があります（詳細は「(4) 「会計報告書」・「飲酒に関する誓約書」の提出」を参照）。</p> <p>3) 課外活動補助金コース認定申請書</p> <p>課外活動補助金の受給を希望するサークルのみ提出が必要です。</p> <p>『(2) サークル会長による申請内容の確認』にて作成し、会長の確認を受けた申請書を添付してください。</p>

#### 【重要】

公認サークルの認定要件である「早大生で 21 名以上」の会員がいることを満たすためには、『(3) 公認サークル継続申請』で提出する会員名簿への掲載に加え、サークル員個々が『(6) サークル会員による所属サークルの登録』を行う必要があります。どちらか一方でも申請漏れがある場合は、会員として認められず、また会員数にもカウントされません。その結果「21 名以上」を満たさなければ、新規設立は認められませんので、注意してください。

#### (4) 「会計報告書」・「飲酒に関する誓約書」の提出（原本を学生生活課窓口に提出）

上記(3)の申請フォーム入力に加え、以下の書類（原本）の提出が必要です。

提出方法	1) <u>「会計報告書」の書式</u> を用い、2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるサークルの会計報告書を作成してください。領収書は「会計報告書」の領収書貼付用紙に貼り付けてください。 ※このとき、上記(3)の申請フォームに入力した過去1年間の総収入額・総支出額と、会計報告書に記載した総収入額・総支出額は一致するはずです。 なお、会計報告書は公認サークル新規設立申請の必要書類であるとともに、課外活動補助金コース認定申請における、コース決定の判断材料となります。 2) 以下の3点を学生生活課事務所の窓口に直接または郵送で提出してください。 ①上記1)で作成した「会計報告書」の <u>原本</u> ②『(2)サークル会長による申請内容の確認』において、会長が会計報告書の内容を確認したことがわかる資料（メールのプリントアウト等） ③『(3)公認サークル新規設立申請』の申請フォームに添付した「飲酒に関する誓約書」の <u>原本</u>
提出期間	4/6（月）～4/10（金）
提出者	『(1)サークル講習会』の参加申請時に登録した三役のいずれか
備考	・学生生活課事務所の開室時間は平日の10:00～16:00です。窓口提出の場合は、事務所開室時間内に提出してください。 ・郵送提出の場合、「レターパック」（「レターパックプラス」または「レターパックライト」）を利用し、以下に送付してください。※送料はサークル負担となります。 〒162-8644 新宿区戸山1-24-1 早稲田大学学生生活課＜課外デスク＞宛 ※「会計報告書在中（サークル名）」と付記してください。 ・郵送提出の場合、4/10（金）の消印有効です。 ・郵送事故等による提出遅延は一切勘案しません。 ・学生生活課から受領の連絡は行いません。

#### (5) サークル会員名簿（新1年生追加分）提出（申請フォーム）

新入会員（新入生）を含めた全会員名簿を提出してください。公認サークルの認定要件である「早大生で21名以上」については本手続において提出された名簿で判定します。

提出方法	『(3)公認サークル新規設立申請』にて申請された三役に別途通知します。
申請期間	4/14（火）10:00～4/30（木）16:00
申請者	『(3)公認サークル新規設立申請』にて申請された三役に権限を付与

## (6)サークル会員による所属サークルの登録（申請フォーム）

サークルに所属する会員が、MyWaseda の申請フォームから所属サークルの登録を行ってください。

申請方法	下記の MyWaseda 申請フォームより必要事項を入力する。 <a href="#"><u>2026 年度春学期 所属サークル登録（公認新規設立用）</u></a>
申請期間	4/14（火）10:00 ~ 4/30（木）16:00
申請者	4/13（月）正午時点の正規生に権限を付与

## (7)新規設立面談

公認サークルの新規設立を希望する団体に対して、活動内容や運営状況などを確認する面談を実施します。

実施期間	3/26（木）～4/8（水）   団体 15 分程度
実施場所	学生会館 1 階 学生生活課事務所
要出席者	三役全員の出席必須
備 考	実施日時は、『(3) 公認サークル新規設立申請』にて申請された希望日時の範囲内で学生生活課が指定します。

## (8)結果発表

6月中旬に学生生活課 web サイトに 2026 年度公認サークルの一覧を掲出します。

### 3. 課外活動補助金コース認定申請

#### 【重要】

課外活動補助金の申請・受給にあたっては、必ず「[2026年度 課外活動補助金申請要項](#)」を確認してください。本文書に記載の手続だけでは課外活動補助金の受給はできません。

公認サークルとして課外活動補助金の受給を希望する場合に必要となる申請であり、『1. 公認サークル継続申請』もしくは『2. 新規公認サークル設立申請』の申請手続において「課外活動補助金コース認定申請書」を提出することで手続きが完了します。

ただし、課外活動補助金コースの認定をもって、その時点で課外活動補助金が各サークルに給付されるものではありません。認定されたサークルがイベントを実施し、終了後に作成・提出した「イベント実施報告書（課外活動補助金給付申請書）」の申請内容を大学が査定したのちに、直接経費として認められたイベント経費の半額が給付されます。詳細は「[2026年度 課外活動補助金申請要項](#)」を確認してください。

## 4. 単独部室使用申請

単独部室とは、1サークルが単独で利用できる部室のことです。利用基準はサークル区分ごとに異なります。

サークル区分	使用基準
学生の会	<p>学生の会には、原則「単独部室」が割り当てられ、毎年公認サークル継続申請をすることで、その利用を継続することができます。したがって、学生の会は「学生の会設立申請書」および「単独部室使用申請書」の提出は不要です。</p> <p>ただし、前年度に「合宿・遠征届」「活動報告書」「イベント実施報告書」のいずれも提出しなかったサークルは、単独部室の利用資格がなくなり、曜日指定部室（週3日利用）に変更されます。</p>
同好会	<p>以下の条件を満たし、学生の会に昇格する必要があります。昇格した時点から単独部室が利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同好会として5回以上連続して公認サークル継続申請を行い、その後さらに5回以上連続して「学生の会設立申請書」を、公認サークル継続申請手続き期間中に学生生活課へ提出していること</li><li>・前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを年度内1回以上提出しており、かつ申請期間中毎年提出していること</li><li>・設立の趣旨および会の活動運営等について、特に問題がないこと</li><li>・学生の会昇格にふさわしいサークルであること</li></ul>
学外NPO等に所属するサークル 学術院承認サークル	<p>以下の条件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・5回以上連続して公認サークル継続申請を行い、その後さらに5回以上連続して「学生の会設立申請書」を、公認サークル継続申請手続き期間中に学生生活課へ提出していること</li><li>・前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを年度内1回以上提出しており、かつ申請期間中毎年提出していること</li><li>・設立の趣旨および会の活動運営等について、特に問題のないこと</li></ul>

「学生の会設立申請書」および「単独部室使用申請書」の提出申請を希望するサークルは、継続申請期間中（3月11日（水）10:00～3月17日（火）16:00）に以下の申請フォームにて申請してください。申請要件を満たしている場合、申請書を送付します。なお、送付する申請書の提出期限は、申請書の送付とともにお知らせします。

[2026年度「学生の会設立申請」／「単独部室使用申請」／「サークル名称変更申請」フォーム](#)

## 5. 曜日指定部室使用申請

曜日指定部室とは、複数のサークルが決められた曜日に使用できる部室のことです。

使用可能日数は週1～3日で、以下の条件に応じて異なります。

週3日使用	<ul style="list-style-type: none"><li>・10回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること</li><li>・前年度に、「合宿・遠征届」「活動報告書」「イベント実施報告書」のいずれかを1回以上提出し</li></ul>
週2日使用	<ul style="list-style-type: none"><li>・5回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること</li><li>・前年度に、「合宿・遠征届」「活動報告書」「イベント実施報告書」のいずれかを1回以上提出していること</li></ul>
週1日使用	<ul style="list-style-type: none"><li>・2回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること</li><li>・前年度に、「合宿・遠征届」「活動報告書」「イベント実施報告書」のいずれかを1回以上提出していること</li></ul>

2026年度の曜日指定部室については、『Ⅰ. 公認サークル継続申請手続』を行い、上記の条件を満たしたサークルに対して、学生生活課の窓口で申し込みを受け付けます。詳細は3月下旬に学生生活課ホームページに掲載する「2026年度曜日指定部室の手続きについて」をよく確認してください。

## 6. サークル名称変更申請

団体名称の変更を希望するサークルは、以下を参照の上申請を行ってください。

申請方法	下記の申請フォームより必要事項を入力する。 <a href="#">2026年度「学生の会設立申請」／「単独部室使用申請」／「サークル名称変更申請」フォーム</a>
申請期間	3月11日（水）10:00～3月17日（火）16:00
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記申請フォームの申請内容に問題がないことが確認できた場合に、申請団体に対し学生生活課から申請書を送付します。</li><li>・サークル名は、原則として、新規設立もしくは変更から3年間は変更できません。</li></ul>

以上

問合せ先：早稲田大学 学生部学生生活課 ([kkd@list.waseda.jp](mailto:kkd@list.waseda.jp))